八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾 達夫
印刷所　秀 文 社
毎月2回（5日20日発行）
発行部数　27,000
定価　一部5円

免税点の引上げなど
零細負担の排除
地方税一部改正法

四月一日から地方税法の一部を改正する法律が施行され、本年度分からの地方税の減税措置として、主に零細負担をなくし、負担の均衡化を重点とする改正が行われました以下簡単にその大要を説明します。

市税関係

固定資産税の制限税率（法律で定めている最高の税率）の引下げと、免税点（一納税義務者が一市町村内に有している固定資産で課税されない範囲の最高評価額）の引き上げが行われました。

1　固定資産税の制限税率

改正前までは固定資産税の標準税率（特別の事由のない限り適用する税率）が百分の一・四で、その制限税率は百分の二・五とされていました。

昭和三十三年度における固定資産税の税率の採用状況は全国三、六七七市町村のうち約三割の一、〇〇〇市町村が標準税率を超えた課税を行なつており、この内百分の二・一をこえる強度の超過課税を行なつている市町村が一七七市町村に及んでいました。今回の改正で制限税率を百分の二・一に引下げ、これら市町村間の不均衡を是正し、全国で約六億の減税が行なわれました。当市では、今まで標準税率の百分の一・四で課税していますので税率の変更はありません。

2　固定資産税の免税点

（カツコ内は改正前）

▼土地免税点＝二万円（一万円）
▼家屋免税点＝三万円（一万円）
▼償却資産免税点＝十五万円（十万円）

固定資産税の免税点は一納税義務者の所有する固定資産で、土地または家屋にあつては一万円、償却資産にあつては十万円未満とされていましたが、これらの零細負担をなくすためこの際免税点を土地二万円、家屋三万円に引き上げるとともに償却資産の免税点についてもこれと併行して十五万円に引き上げられました。

償却資産の免税点については累年引き上げが行われてきましたが、こんどさらに引き上げられたのは、中小企業の実態を考慮してその負担軽減の一環としてなされたもので、これらの改正後の地方税法は昭和三十四年度分の固定資産税から適用されます。

都市計画税についても固定資産税に準じて土地、家屋の免税点は適用されます。

府税関係

1　個人事業税

基礎控除十二万円が二十万円に増額されました。

【注】改正基礎控除は、昭和三十四年度個人事業税から適用されます。

2　法人事業税

（1）税率（カツコ内は前年度）

❶普通法人＝電気供給業、ガス供給業、生命保険事業または損害保険事業を行う法人を除く。

▼所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七（百分の八）
▼所得のうち年五十万円をこえ年百万円以下の金額の百分の八（百分の十）
▼所得のうち年百万円をこえ年二百万円以下の金額の百分の十（百分の十二）
▼所得のうち年二百万円をこえる金額および清算所得の百分の十二

❷特別法人＝地方税法第72条の22第4項の法人

▼所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七（百分の八）
▼所得のうち年五十万円をこえる金額および清算所得の百分の八

【注】改正後の税率は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度分から適用されます。

（2）更正の請求（新設）

法人の事業税について納期限内に提出された申告書に記載した所得または収入金額、事業税額が過大である場合は、申告書の提出期限から一カ月以内に限り、更正の請求ができることになりました。

3　軽油取引税

税率を一キロリツトル一万四百円（従来は八千円）に引き上げられました。

昭和33年度優良納税組合の表彰式＝市民ホール＝

一番有利な納税方法
納税貯蓄組合を作ろう

あなたは納税貯蓄組合におはいりになつていますか、同じ市税を納める場合、納税貯蓄組合に入つてお納め下さるのが一番有利な方法です。（お勤め先で特別徴収している方は別）当市では現在九十七の納税貯蓄組合があり、九千人の方が組合員になつておられます。組合を結成している地区にお住みの方で、まだ組合員になつておられない方は早く組合員になつて下さい。

まだ組合を結成しておられない地区では、近所でご相談のうえ、早く組合を結成して下さい。あなたが納税貯蓄組合員になると、市税が楽に納めるだけでなく、組合へは補助金が交付され、市の事業も円滑に進みます。

納税貯蓄組合とは、各組合員の方が納税準備貯金を月掛、週掛、または日掛で積立し、納期毎に一括して納税する組合です。みんなが納税貯蓄組合に加入されますと、市役所の徴税に要する手数が省け、それだけ建設的な事業が進みます。また組合へは市から事務費の一助として補助金を交付すると共に、納税成績のよい組合を表彰しています。

新しく納税貯蓄組合をつくるには、希望者を近所で三十人以上集め、組合の規約や役員をきめて届け出て下さればよいのです。参考までに市税納税貯蓄組合規約準則は裏面に掲載しました。

人権擁護相談

とき　七月十五日（二時－四時）
ところ　八尾市役所
人権を犯されてお困りになつておられる方はご相談においで下さい。
相談内容の秘密は固く守ります。

六月二十五日までに
市民税第一期分

市民税第一期分の納期限は六月二十五日です。この機会に本年度分の全額を納めていただきますと前納報奨金をその場でお渡ししますから、印鑑をご持参下さい。

必ず届出をしましょう
自転車・バイクモーターの盗難防止

バイクの届出は市役所へ

府下の各市町村では〝原動機付自転車（一二五ＣＣ以下）の届出制が今月の二十二日から実施されますので、次のような場合は必ず市役所税務課までお届け下さいますようお願いします。

▽鑑札を受けているバイクモーターの中古車を転出入や廃車をするとき。

▽無鑑札の新車、中古車は銘柄毎に登録された販売店の認印を受けたのち届出て下さい。

▽新車は市に登録された販売店の販売証明書を添付して下さい。

市では届出をされた方々に申告済証を交付し、申告済証のないバイクモーターは売買や譲渡、入質などをするのに不便になりますから、必ず居住を確認できる書類を持つて届出をして下さい。

自転車に登録鑑札を

警察署では、最近特に自転車の盗難が多く、その対策をいろいろと考慮していましたが、このたび府下一斉に自転車の盗難防止のため登録鑑札をつけて頂くことになり、みなさんのご協力をお願いすることになりました。

登録鑑札をつける場所は市内各地で行なわれますが、時間はいずれも午前九時から午後五時までで、取付実費として二十円を頂いています。自転車をお持ちの方々は、ぜひ近かくの登録所で鑑札を受けて盗難防止にご協力下さい。実施場所については防犯委員さんからお知らせします。

6月20日	高安地区
21日	北山本・南山本地区
22日	西郡・萱振地区
23日	竹渕地区
24日	亀井地区
25日	八尾第三地区
26日	八尾第二地区
27日	八尾第一地区
28日	八尾第四地区
29日	久宝寺地区
30日	植松地区
7月1日	安中地区

鑑札取付けで盗難防止

見舞金の支給は受けましたか
進駐軍による人身被害

大阪調達局では、昭和二十年旧連合国軍の進駐の日から昭和二十七年四月二十八日平和条約発効日までの占領期間中に、軍隊の不法行為によつて人身被害を受け見舞金の支給漏れになつている方について調査が行われています。

この調査は、すでに被害者には国の行政措置で死亡、障害、療養の見舞金が支給されていますが、見舞金支給額が現行の事故見舞金と均衡、それに相当の支給漏れの被害者が潜在しているなどの実態を調査することになり、つぎに該当する方は近くの調達局（大阪調達局大阪市東区大手前の町二）へすぐお届け下さい。

▽被害者で今までに一度も見舞金を受けていない方（被害の実態を証明する資料を持参のこと）

▽見舞金を受けたが申請当時の住所を移転している方。

被保険者証を使いましょう……
今月から国民健康保険実施

当市の国民健康保険は、今月から全市域にわたつて実施されています。従つて皆さんのお宅へお配りした被保険者証はいつでも、どこのお医者さんにでも使えます。（ただし歯科の場合は指定医に限ります）

病気やけがのとき、お医者さんで診療を受けるときには被保険者証を持つていつて、記入してもらつて下さい。また国民健康保険についてご不審な点は、国民健康保険課へご遠慮なくお問合せ下さい。

当市の人口

人口	115,028
男	56,847
女	58,181
世帯数	25,533
面積（km²）	41.05

（6月1日現在）

八尾高安郵便局開局
十六日から業務取扱

近鉄高安駅の西方約一五〇メートルの所に「八尾高安郵便局」（無集配特定郵便局）ができ、去る六月十六日から業務を始めています。これは最近この地区に住宅が急激に増加し、郵便物の取扱い件数も多く増加したため、この地区に設けられたものです。

相談室だより

道路の舗装を早く

（問）玉串川ぞいの府道任道－恩智線の未舗装道路を早く舗装してもらいたい。次期計画の範囲はどこまでとなつているか。

（答）任道恩智線の高安停車場敷興寺線交さ点から南約八八〇メートルは今年度に舗装を実施する計画で、測量調査中ですから、山本から清友高校前までは完全に舗装できると思います。また、山本駅から花園に通ずる道路は、更に北へ七五〇メートルを七月から九月までの間に施工する予定です。なお、未舗装箇所は予算措置ができ次第、つづいて舗装することにしています。（府土木出張所）

駐在所の設置を

（問）曙川柏村地区は住宅の急増に伴つて最近盗難が増加している。近鉄ストアー、高安市場付近に駐在所を設置してもらいたい。

（答）ご指摘のように、曙川柏村地区には物売りなどの出入りも多く、犯罪や警察事故の発生が多くなるおそれがありますので、当署では受持勤務員に警らを強化させ、防犯に心掛けていますが、受持の山本、八尾木両駐在所は遠く不便で警らも不十分という声もありますので、去る五月十日以来、実地踏査して巡査派出所新設計画を進めています。近く警察本部へ申請の予定ですが、他市からも多数増設申請があり、当地区では比較的警察事故の発生が少く、人口戸数も現在のところ少いので、一駐在所、一派出所の設置基準には今少しの感があるとみられていますので申添えます。なお、当地区過去一カ年の警察事故発生数は空巣五、侵入盗一、自転車盗七、そのほか盗犯七、刑法犯七、計二七件となつています。（警察署）

傷病恩給一部改正

傷病恩給の法律が次の通り一部改正されました。

❶公務のため、生殖機能をなくした方の退職後養子となつた未成年の子一人が扶養加給の対象となりました。

❷肺結核、精神障害及び外傷性顛癇についての傷病恩給の査定基準が定められました。

❶の扶養加給は、現在増加恩給を受けている方も四月分から加給されます。こんどの改正に伴う手続については、福祉事務所でご相談に応じていますからご利用下さい。

秋の展覧会と文化祭

公民館では、例年の通り九月から十一月にかけて綜合文化祭の準備を進めています。

昨年度はみなさんのご協力によつて大変な盛況で、大きな成果を得ましたが、今秋も市民の郷土愛と文化へのご理解によつて、更に意義ある文化祭典を開きたいと次のような行事が計画されていますので、なお一層のご協力をお願いします。

行事としては、美術展、華道展、写真展、菊花展、古文化展、演劇、舞踊合唱、音楽、邦楽、詩吟などのほか謡曲、八ミリ映画のコンクールを予定しています。

詳細は公民館へお問合せ下さい

謡曲・華道グループを結成

公民館では趣味のグループとして謡曲と華道の同好の方々を募つています。これは流派資格の別なくご希望の方はお申込み下さい。

写真研究会会員募集

さきに公民館で結成された「八尾写真研究会」では会の充実をはかるため次の要領で新会員を募集しています。

この会は毎月第二火曜日、午後六時五十分から公民館で例会を開き自作の写真を持ちよつて研究会を行うほか、撮影会、写真コンテスト、カメラ雑誌への応募奨励などを行います。

資格　自分で四つ切程度の引伸のできる方
会費　三カ月五〇〇円（前納）入会金一〇〇円
申込　公民館へ住所、氏名と会費を添えて申込むか、例会の会場へ来て下さい。

大和川水泳講習会
七月二十日から一カ月間

例年通り近鉄国分駅から東北にある修徳学院前の大和川で、市の後援で水練学校が開かれています期間中は青少年育成場として正しい基本泳法を親切に指導します。参加資格は小学三年以上の方で会費は六百円、特典として学生定期証明書が発行されます。申込みは直接会場へおいで下さい。

信貴山口宅地分譲

八尾市住宅協会では、信貴山口住宅団地の分譲を行います。購入希望者は六月三十日から七月六日までの間に（午前九時から午後五時まで、土曜日正午まで）土木課（市役所三階）へお申込み下さい。

この住宅団地は、近鉄信貴山口線服部川駅から東へ徒歩で約七分、信貴山口駅から北東へ徒歩で約八分の所にあり、電気、水道があります。こんどの分譲は二十九区画で、平均二九〇平方メートル（八八・八坪）売価は坪当り平均五千五百円です。

申込資格は、❶大阪府内に居住または勤務する方で二人以上の家族❷公庫から建設資金の貸付を受けなければならないなどの資格要件がありますから詳しいことは土木課までお問合せ下さい。

危険家屋の点検を災害に備えましょう

日頃から台風、地震、大雨に備えて危険な老朽傾斜家屋は早急に安全な措置をしましょう。

消防署では梅雨を控えて市内の老朽傾斜家屋の調査を行なつていますが、昨年度までの調査では一四四戸の危険家屋が発見されています。

皆様方のお宅でも特に次の事項にご注意のうえ、いたんだ箇所があれば地震、台風、大雨で被害を受けないよう、なるべく早く修理をして下さい。

▽屋　根

雨漏りのある所を早く見つけて瓦を取替え雨漏りを防いで下さい。雨漏りがあると雨のために葺土小屋組などが水を含み屋根の重さが増して屋根が落ちることがあります。梅雨時の事故としては、この例が一番多いので小屋裏をよく調べて下さい。

▽小屋組

小屋組が古くなつていると、棟木が梁からはづれかかつている場合がありますから十分注意して下さい。

▽壁

雨のため壁の重さが増して建物が傾いたりする虞れがあるときは、壁筋違控柱をつけるようにしましょう。

▽柱や土台

柱や土台を叩いてみてボンボンとにぶい音がするときは、白蟻に喰われていることが多く、ちよつとした外力にも耐えられぬことがありますので羽蟻の飛んだ経験のあるところでは注意をして下さい。

▽基　礎

雨水の流れに洗われる心配のあるときは、溝を掘るなどで流れをそらす様な注意が必要です。特に玉石基礎などで不完全なものは雨水に洗われ建物が沈下して傾いたり思わぬ事故を引き起すことがありますからご注意下さい。

猟銃、空気銃を大切に

猟期もすぎ皆様ご愛用の銃の手入れも終つて大切に保管しておられることと思いますが、最近各地で猟銃使用による犯罪や盗難事件が多く発生しています。

もう一度皆様の銃の保管状況を確めていただき、事故の発生しないように注意して下さい。

万一盗難にかかつたり紛失したときは、すぐ警察へ届出て下さい。

また、猟銃、空気銃を新しく買入れ、まだ所持許可証を受けていない方がありましたら、すぐ警察署に届けて下さい。許可を受けずに持つておられると法の違反になります。

詳しいことは警察署か近かくの駐在所または巡査派出所でお尋ね下さい。

取扱にご注意下さい
セルロイド カーバイトの自然発火

セルロイドとカーバイトを貯蔵または、取扱われる工場事業場のみなさん方には、すでによくご承知のことと思いますが、セルロイド類を長い期間、風通しの悪い所に置くと酸化し自然発火の虞れがあります。また、カーバイトは湿気によつてアセチレンガスが発生して引火爆発する危険があり、かつそのうえにガスは有毒です。特に梅雨期は高温多湿の日が続き危険性が大ですので次のことに十分ご注意下さい。

▽セルロイド類を貯蔵する場所の温度湿度に注意し、毎月一回以上は点検し換気を十分にしましょう。

▽セルロイド屑などを貯蔵するときは、木製の容器に入れるとともに日光の直射を避け、湿気をよばないように注意しましょう。

▽作業場は常に整頓してセルロイド屑や、はびき屑などは、必ず容器に入れて絶対に火気を近づけないこと。それに場内禁煙を励行しましょう。

▽分解しかけた古生地屑などを発見したときは安全な場所で焼却して下さい。なお、処分にお困りの方は消防署予防係までご連絡下さい。

▽カーバイトの貯蔵に当つては、金属製またはガラス製容器に入れ、湿気の含む虞れのある場所は避けるようにしましょう。万一出火したときは炭酸ガス、四塩化炭素消火器によるか土砂をかぶせて消火し、絶対に水をかけないようにしましょう。

▽そのほか一般家庭でも古くなり酸化しかけたセルロイド製品は危険ですから、すぐに処分して下さい。

養老院への寄贈

身寄りのない不幸な老人に対して、次の方々から暖い贈り物を頂き深く感謝しています。

壱千八百五拾円　志紀婦人会
みかん二百二個
中古衣類十五点・雑布七十七枚
西郷六十一　木村　鉄
飴十五袋・ビスケツト四十七人分
植松　板倉　操
パン五十個　植松　山口幸一
金五百円・羊かん五十本・菓子六十袋
植松　藤間瑛俊社中　松葉会
雑菓子三十二袋
垣内　浅田丑太郎ほか
キヤラメル六十個
クリームサンド五キロ
堺市東雲東町　清田円昭
キヤラメル六十個
浪速区鷗町　二輪弥五郎
最中百二十個
東住吉区鷹合町　今村健三
風呂敷百三枚
西成区今池町　酒井文子
花束二束・菓子一包
柏原中学三年郵便友の会

印章業条例施行
印鑑業者は届出を
5月29日から

最近印鑑などを不正に使用する犯罪が増加して来ましたが、これらの犯罪を防ぐため、大阪府印章業条例が五月二十九日から施行されることになりましたので、次のことを守られるようお願いします。

▽印鑑などを製造、または製造して販売する営業をしておられる方は、警察署を通じ公安委員会に届出をすませて営業して下さい。

▽官公署、学校、会社、組合などで印鑑を注文されるとき、また同じ印鑑を注文される際は、業者に住所、氏名、職業、年令をお告げになつて印鑑などの不正使用による犯罪防止に協力して下さい。

なお、詳しいことは警察署保安係にお尋ね下さい。

市税納税貯蓄組合規約準則

第一章　総　則

第一条　この組合は市税納税貯蓄組合と称する。

第二条　この組合は市税の納付を容易確実にするため納税準備金を積立て市税納付に協力することを目的とする。

第三条　この組合の事務所を〇〇〇〇に置く。

第四条　〇〇〇地域内に住んでいる者は誰でも加入し、また何時でも脱退することができる。

第二章　会　議

第五条　組合の重要事項は総会の議決による。

総会は、定期総会と臨時総会に別ち、定期総会は毎年一回三月または四月に開き、臨時総会は必要ある場合に随時開くことができる。

第六条　総会は、組合長がこれを招集し、議長は出席した組合員の中から選任する。

第七条　総会における議決は出席した組合員の過半数を以て定め、可否同数のときは議長の決するところによる。

第三章　役　員

第八条　この組合に左の役員を置く。

一　組合長　一名
二　副組合長　二名
三　会　計　一名
四　理　事　五名以内
五　監　事　五名以内
六　評議員　若干名
七　相談役　若干名

第九条　役員は、総会において組合員の中から選任する。

2　役員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

第十条　組合長は、組合を代表する。

2　副組合長は、組合長を補佐し、組合長事故あるときは組合長の職務を行なう。

第十一条　理事は、組合の事業に関する事項を分担する。

第十二条　監事は、組合の事業経理を監査する。

第四章　事　業

第十三条　組合の目的を達成するため、左の事業を行なう。

一　組合員の貯蓄計画により月掛の方法を以てする納税積立

二　前号の積立を各組合員名義で〇〇へ預金

三　組合員に対する納税相談及び納税知識の普及

四　市税について、八尾市役所との連絡並びに市役所よりの通知事項の組合員に対する周知

五　その他市税納付に関する事項

第五章　会　計

第十四条　この組合の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十五条　この組合の経費は、組合員より徴収しない。補助金の収入を以て支弁する。

第十六条　納税取扱いに係る事項及び経費支払に関する一切は、整然明瞭に台帳に記入整理しなければならない。

附　則

第十七条　この附則にない事項は、役員会で定める。

給水能力の増強
第二回拡張工事完成
水道業務状況公表

この水道業務状況公表は地方公営企業法第四十条第一項と八尾市公営企業に関する条例によつて公表するものです。

前年度の下半期には総力をあげて八尾・竜華水源地の第二回拡張工事を行い、今後もその完成に努力するとともに給水能力を十分発揮できるよう努めています。

こんどの拡張工事の結果、取水能力一日四、二〇〇トン、濾過能力一日一〇、二〇〇トン、配水能力一時間四九〇トンの増強をみ今期では、自己水と買入水の比率64対36（前年半期は46対54）と好転し、このため受水費の節約ができ、独立採算上大きな効果をもたらしました。

業務量では集団住宅などの建設に伴つて配水量も昨年下期に比較して二五二、二〇八立方メートル増加し、給水戸数も二〇、二一一戸となりました。有収率は前期と同じ七十三パーセントを保持しており、こんごメーターを整備することによつて一層率の引上げを考えています。

財政面では、受水費そのほか諸費用の節約によつて費用利益率は十七・二パーセント（昨年下期は十三・五パーセント）と向上しましたが、建設工事に利益金の大半を充用した結果、資金ぐりは依然として好転せず極力改善の努力を払い合理的運営を計画しています。

◇工事（建設工事の概況）

第二回拡張工事　（単位円）
三七、六八一、六四五
取水設備　二、五〇七、五四九
導水設備　七四二、一三二
浄水設備二七、四四〇、八九八
配水設備　六、〇〇一、〇〇〇
事務費　九九〇、〇六六
改良と保存工事
三、二九五、九九七
急速二重濾過槽作成
二、四三七、九七七
ベンチユニメーター改良
五五六、〇〇〇
ボアホールポンプ修理
一四三、〇〇〇
鑿井修理
一五九、〇二〇

◇業務（業務量）　立方メートル
受水量　二、四五四、六四三
自己原水　一、五八九、三八一
府原水　四三六、一四〇
府浄水　三五九、三〇〇
大阪市浄水　六九、八二二
配水量　二、五二九、九〇五
一日平均　一三、九〇〇
給水戸数　二〇、二一一戸
給水栓数　一八、九七六栓
量水器　一八、一五一個
事業収入四五、九四一、八〇一円
営業収益三九、三六七、八八一
附帯事業収益
六、二三一、一七八
営業外収益　三四二、七四二
事業費　三九、一九三、九八二円
営業費用一九、八八〇、七五八
附帯事業費五、二〇〇、六二一
一般管理費九、九九一、四一一
営業外費用四、一二一、一九二

◇会　計

五〇万円以上の物品購入契約は次の通りです。

（契約の相手方）　（契約金額）
久保田鉄工KK　一、一四四、二九〇
共進電機製作所　六三八、五〇〇
KK栗本鉄工所　一、四一七、〇〇〇
浅野物産KK四、九九六、三八〇

五〇万円以上の工事請負契約は次の通りです。

（契約の相手方）　（契約金額）
竜華土建KK三、二三五、〇〇〇
乾工務所　五、一九〇、〇〇〇
中和工業KK三、一九二、六六〇
清水電機商会　八七五、〇〇〇
企業債と一時借入金
企業債
当期増加額四五、〇〇〇、〇〇〇
当期償還額　三、七一六、八三六
当期繰越未償還額
一四一、七二〇、三八六
一時借入金
当期借入額一三、〇〇〇、〇〇〇
当期返済額三一、〇〇〇、〇〇〇
当期繰越未償還額　〇
附帯事業
新設増設工事　九六七件
五、六九四、九八九
修繕工事　四、八九六件
三〇三、七四八
合　計　五、八六三件
五、九九八、七三七

土曜日は平日通り

水道事業所では給水入口の増加に伴つて、皆さんへのサービスをより一層強化するため、土曜日の執務時間を今月から平日と同じ午後五時まで延長しました。

水道について手続や修理の申込みなどの窓口事務や、内部事務も平日通り行っていますから、ご利用下さい。

写真は第二回拡張工事で完成した八尾水源地の二重濾過装置

規約を一部改正
第九回自治振興委員 日赤奉仕団総会

自治振興委員会と日赤奉仕団の第九回合同総会は、晴天に恵まれた去る六月七日午後一時、市民ホールで、脇田市長、松村議長、日赤大阪府支部長ほか来賓多数を迎えて行われました。

総会は門川亀井地区委員長の司会で開会の辞に始まり、山下会長あいさつに立ち「当会団も各位の熱心なご尽力ご助力により、今日の発展をみたことは誠に喜ばしく感謝にたえない。今後はなお一層の発展につとめ組織的活動を活発にするとともに、明るい街づくりのため市民の声を市政に反映させるよう努力したい」との趣旨をのべ、ついで来賓祝辞のあと、多年奉仕団活動に功労のあつた前菅村団長に対して日赤大阪支部長から感謝状が授与され病気療養中の同氏に代り令息康哉氏が受けました。

議長団には、大儀山本地区委員長ほか二氏が選ばれ、河崎資格審査委員長の報告があつて総会成立。議事に移り、昭和三十三年度自振・日赤事業報告、会計報告、会計監査報告がのべられ全員了承。議案審議に入り、前年度総会で幹事会付託となつた「八尾市自治振興委員会規約中一部改正の件」について山下会長から改正案の説明があり、原案可決となりました。ついで八尾第二地区田辺委員から「国民健康保険税は布施市なみの平均八〇円に下げるよう委員会の名で強力要望されたい」と提案あり、種々質疑応答ののち、採決、賛成多数で「税額を引下げるよう市へ要望する」ことになりました。

おわりに市長代理古藤助役の発声で自治振興委員会並びに日赤奉仕団の万歳三唱、山下会長発声による八尾市万歳三唱が行われ、第九回合同総会は盛大のうちに終了しました。

なお、このあと、自治振興委員地区内の各組長（日赤班長）を対象に、日頃のご労苦を感謝して、昼夜二回、同ホールで映画会（楢山節考）が催されました。

昭和33年度下半期損益計算書

（自昭和33年10月1日　至昭和34年3月31日）

(1)営業収益	3,367,881	(5)一般管理費	20,517,680
(2)附帯事業収益	6,281,178	(6)営業外収益	11,211,758
(3)営業費用	19,880,758	(7)営業外費用	10,869,011
(4)附帯事業費	30,281,990		

昭和33年度下半期貸借対照表

昭和34年3月31日現在

資産の部		資本の部	
(1)固定資産	242,376,325	(5)資本金	231,663,579
(イ)有形固定資産	235,086,885	(イ)自己資本金	89,943,193
(ロ)無形固定資産	7,214,440	(ロ)借入資本金	141,720,386
(ハ)投資	75,000	(6)剰余金	17,377,985
(2)流動資産	25,766,997	(イ)資本剰余金	7,035,000
資産合計	268,143,322	(ロ)利益剰余金	10,342,985
負債の部		資本合計	249,041,564
(3)固定負債	1,550,773	負債資本合計	268,143,322
(4)流動負債	17,550,985		
負債合計	19,101,758		